

令和3年第4回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和3年12月14日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- |     |         |                                      |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                           |
| 第 2 |         | 会期の決定                                |
| 第 3 |         | 諸般の報告                                |
| 第 4 |         | 行政報告（町長・教育長）                         |
| 第 5 | 同意第 5号  | 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について              |
| 第 6 | 報告第 12号 | 例月出納検査等の結果報告について                     |
| 第 7 | 承認第 10号 | 専決処分について                             |
| 第 8 | 認定第 1号  | 令和2年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 9 | 認定第 2号  | 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 第10 | 認定第 3号  | 令和2年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 第11 | 認定第 4号  | 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第12 | 認定第 5号  | 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第13 | 認定第 6号  | 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 第14 | 認定第 7号  | 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 議案第 39号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 第16 | 議案第 40号 | 新冠町生活館条例の一部を改正する条例について               |
| 第17 | 議案第 41号 | 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 第18 | 議案第 42号 | 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について            |
| 第19 | 議案第 43号 | 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について      |

- 第20 議案第44号 財産の無償譲渡について  
 第21 議案第45号 令和3年度新冠町一般会計補正予算  
 第22 議案第46号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算  
 第23 議案第47号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計補正予算  
 第24 議案第48号 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算  
 第25 議案第49号 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算  
 第26 議案第50号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算  
 第27 議案第51号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算  
 閉議宣告

◎出席議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君  | 2番 中川信幸君  |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君  |
| 5番 但野裕之君  | 6番 竹中進一君  |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君  |
| 9番 須崎栄子君  | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君  | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- |             |       |
|-------------|-------|
| 町長          | 鳴海修司君 |
| 副町長         | 山本政嗣君 |
| 教育長         | 奥村尚久君 |
| 総務課長        | 佐藤正秀君 |
| 企画課長        | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長      | 坂東桂治君 |
| 保健福祉課長      | 鷹嘴寧君  |
| 税務課長        | 原田和人君 |
| 産業課長        | 島田和義君 |
| 建設水道課長      | 関口英一君 |
| 会計管理者       | 坂本隆二君 |
| 診療所事務長      | 杉山結城君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 竹内修君  |
| 町有牧野所長      | 工藤匡君  |
| 農業委員会事務局長   | 山谷貴君  |

管 理 課 長  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 総 括 主 幹  
企 画 課 総 括 主 幹  
町 民 生 活 課 総 括 主 幹  
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹  
産 業 課 総 括 主 幹  
建 設 水 道 課 総 括 主 幹  
建 設 水 道 課 総 括 主 幹  
代 表 監 査 委 員

湊 昌 行 君  
新 宮 信 幸 君  
小 林 和 彦 君  
楫 川 聡 明 君  
谷 藤 聡 君  
八 木 真 樹 君  
三 宅 範 正 君  
寺 西 訓 君  
磯 野 貴 弘 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 総 括 主 幹

田 村 一 晃 君  
伊 藤 美 幸 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、中川信幸議員、3番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの7日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、12月15日、16日及び12月18日、19日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、12月15日、16日及び12月18日、19日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第3回定例会において可決された意見書3件は関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名はお手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和3年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和3年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策等」についてご報告いたします。はじめに、対策本部会議の開催状況についてですが、町では、これまでも報告しておりますとおり、昨年2月26日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以来、出席職員数を調整した上で、連日、定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持するとともに、ワクチン接種全般に係る打合せなどを行い、現在に至っております。新型コロナウイルスの感染は緊急事態措置に加え、ワクチン接種の広がりとともに新規感染者数は着実に減少し、全国各地に発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が9月30日に解除となりましたが、その後も飲食やイベント、旅行などに重点をおいた再拡大防止対策等の取り組みによりデルタ株による第5波は沈静化し、飲食業や旅行業などをはじめ、各業界の活性化と経済の回復に向けた動きが始まった矢先、11月19日に南アフリカで新たな変異株・オミクロン株が発見され、世界の50を超える国で感染拡大が確認されており、11月30日には日本国内でも初の感染者が確認されるなど、今後の感染拡大が懸念されます。一方、日高管内におきましては、10月12日に1名の感染が確認されて以降、新規感染者は確認されておられません。このような状況の中、当町においては緊急事態宣言期間中、休館・休業しておりました各種公共施設につきまして、緊急事態宣言の解除を受け一部の施設利用における制限措置を除き、10月1日から通常どおり開館・再開しております。新型コロナウイルスワクチンの接種状況及び3回目の追加接種についてご報告いたします。はじめに、10月末におけるワクチン接種状況でございますが、

65歳以上の高齢者で対象者が1,786名に対し、接種者1,661名で、接種率は93%となっております。次に、64歳から40歳までは、対象者が1,755名に対し、接種者1,545名で、接種率は88%。39歳から20歳までは、対象者が933名に対し、接種者777名で、接種率は83%。19歳から12歳までは、対象者が356名に対し、接種者237名で、接種率は67%となっております。12歳以上の全年齢では、対象者が4,830名に対し、接種者4,220名で、全体の接種率は87.4%となっております。なお、1回目、2回目のワクチン接種に関しましては、国保診療所にて毎週金曜日に接種日を設けておりますので、接種を希望される方は国保診療所へお申し込み下さい。次に、ワクチンの3回目接種についてでございますが、国は2回目接種完了から原則8カ月経過後に3回目接種が可能となるよう体制整備を市町村へ求めていることから、当町でも12月1日より保健センターにおいて接種開始できる環境を整えてございます。接種の対象年齢は18歳以上とし、ワクチンはファイザー社製を使用する方針でございます。また、当町の接種予定に関してですが、12月から1月には8カ月を経過する医療従事者と高齢者施設等従事者が対象となります。2月以降になりますと、8カ月経過後順に高齢者から順次年齢を引き下げて接種していただく予定としており、これらに係る接種体制につきましては1回目、2回目と同じくワクチンの確保数に応じて平日、土曜日の接種枠を設定の上接種券を発送し、ワクチンコールセンターで受付する流れで準備を進めております。一方、国は3回目ワクチン接種の時期を8カ月から6カ月前倒しすることについて検討しておりますが、前倒しされた場合におきましてもワクチン確保数に応じて、できるだけ早く接種できる体制を準備する考えでございます。いずれにいたしましても、ワクチン接種の実施時には改めて町政事務委託文書等でご案内したいと存じます。以上、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制についての報告といたします。

次に、第3回定例会以降における「日高地域公共交通確保対策協議会の取り組み状況について」ご報告いたします。日高線の鉄道廃止に伴い、公共交通機関としての主たる役割をバス事業者が担うことになってから、およそ8カ月が経過しました。この間、管内7町と関係機関は日高地域公共交通確保対策協議会において、公共交通としての利便性を高めるための議論を行い、そして鉄道廃止後の諸事項の同意に向け協議を行ってまいりました。9月22日と10月4日に開催された協議会においては、JR北海道バスの「特急とまも号」の車両購入について協議が行われ、ノンステップバスを購入することが決定されましたが、購入台数及び仕様等については継続協議とされました。また、さきに購入の協議を終えていた鷗川・様似間で共用される道南バス新車両5台については車両の納入を終え、11月9日に安全祈願を終えてございます。一方、バス運行の現状はコロナ禍の影響もあり、4月の運行開始から利用者数は低調な状況が続いているため、今後におけるバス利用の促進対策について協議が行われています。利用者増加に向けた協議では、対策として「バス利用PRの強化」、そして「特急とまも号」の利便性を高めるために「車内トイレ設置の推進」と「車椅子リフトの設置推進」などを決定いたしました。また、廃止後の鉄道に関わる協

議では、踏切道の整備について繰り返し協議が行われましたが、舗装工のありかたについてJR北海道と各町は同意に至らず、また7町間においても見解が異なるため、今後は各町とJR北海道との個別協議により議論を行うこととなりました。ダイヤ改正の協議ではバス転換後、土日祝日における通学、通勤便がなくなり、当町ではコミュニティバス及びデマンドバスの代行によって利用者の足の確保を図ってきましたが、当町の要望に応える形でダイヤ改正が行われ、同便の運行が新たに設定されることとなりました。本年4月から始まった公共交通としてのバス運行は、鉄路に代わる交通サービスとして期待と不安の中スタートしました。また、コロナ禍という社会不安と各町異なる交通ニーズなど、バス運行をめぐる改善事項は尽きることがありません。今後も各町による協議を鋭意進めて行くと同時に、議会に対しましても改めて詳細を随時報告してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策協力金追加支援の実施結果について」ご報告いたします。国は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、飲食業を営む事業者に対しさまざまな営業規制の協力を求めていることをかんがみ、飲食事業者を対象に事業者支援の政策を決定し、地方公共団体に対する支援事業対策費として地方創生臨時交付金追加支援を行いました。当該、追加支援に係る当町への交付金額は850万円でした。交付金における国の政策趣旨を踏まえ、当町は飲食事業等を営む事業者に対する支援事業を実施いたしましたので、実施結果についてご報告申し上げます。本事業は、町内の事業者及び町民が経営する飲食店、宿泊業そして美術館等を対象とし、また支援金額を従業員数に応じて定め支援をいたしました。支援の実績は25万円を支援するとして従業員数1名から5名の事業者は31件、40万円を支援するとして従業員数6名から10名の事業者は1件、50万円を支援するとして従業員数11名以上の事業者は2件となり、支援総額は915万円となっております。なお、事業別としましては飲食業27件、宿泊業5件、美術館等2件となっております。今回の支援事業は、国の緊急支援事業として政策趣旨に基づき実施したのですが、町としてコロナ禍における影響を推し測った中で実施いたしました。今後の社会情勢、交付金の有無を推測することは困難ですが、常に町内の状況の把握に努め支援事業の実施の際には即時対応するよう努めてまいります。

次に、「町政懇談会の実施結果について」ご報告いたします。まちづくりの考え方などについて私が町民の皆さまに直接説明するとともに、町民の皆さまから町政に対するご意見をいただく場として町政懇談会を就任以来実施してきました。このことは、私が掲げる「開かれた行政」の具体化の一つであり、行政と町民をつなぐ町の事業と考えているところです。昨年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延によって実施を見送らせていただき、このたびの実施は2年ぶりとなるものでした。各自治会を対象とした町政懇談会は、11月15日から18日及び25日の5日間、11会場、34自治会の方々から、町政に係るさまざまな事項について意見等をいただきました。意見あるいは質問は「防災・減災」、「公共施設の今後のあり方」、「公共交通」そして「町財政」に関することなど、まちづくりに関する

幅広い事項について意見、質問をいただいたほか、生活での悩みや疑問といった事項もございました。総参加者数は 98 人と多くはございませんでしたが、いただいた意見は町民の皆さまが町政に対し現在感じていることであり、真摯に受けとめるべきものばかりでした。ご意見等に対しましては、現状を説明することによりご理解いただいた事項もあれば、即座に、あるいは次年度以降において対応すべき事項もあり、それぞれの担当課が対応に当たってございます。このたびの町政懇談会では、女性と若い世代の声を聴き取るために女性コミュニティ会議及び新冠町青年団体連絡会議との町政懇談会を実施いたしました。11月24日、6名の会員の参加によって行われた女性コミュニティ会議との町政懇談会では、女性の交流事業促進のための情報発信に対する支援を求める声など、女性の視点に立ったご意見をいただきました。女性間の交流事業はさまざまな悩みを共有し、解決につながる場であることを改めて認識しました。また、11月29日、11名の参加者によって行われた新冠町青年団体連絡会議との町政懇談会では、当町の若者がまちづくりへの参画と支援について協力を惜しまないという強い意志、そして町の未来をともに築くという気概を強く感じた町政懇談会となりました。私は、新冠町の若い世代がまちづくりに強い関心と確固たる考えを持っていることに感動したと同時に、まちづくりを牽引する若い力に当町の明るい未来を見た思いでした。なお、12月15日には、新冠中学校生徒との懇談会も予定しているところでございます。町民の声はまちづくりの根幹です。町は常に町民の声に対し誠実に耳を傾ける姿勢でいます。今後においても町政懇談会等の実施によって町民の声を吸い上げ、まちづくりの推進につなげていく所存です。

次に、「北海道日本ハムファイターズ応援大使事業の実施結果について」ご報告いたします。北海道日本ハムファイターズが毎年18市町村に複数の選手を応援大使として任命し、市町村を応援する北海道日本ハムファイターズ応援大使事業を実施いたしました。応援大使事業における当町の応援大使は、清宮幸太郎選手、谷口雄也選手の両名であり、残念ながら本年は大きな活躍を残すことができませんでしたが、両選手ともに数多くのファンを有する人気選手であります。応援大使事業の一つとして、9月12日に日本ハムファイターズ公式戦の応援観戦ツアーを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症まん延による緊急事態宣言下にあったことから、実施を見送らせていただきました。11月20日、日本ハムファイターズから2名の球団職員の派遣を受け、スポーツセンターにおいて野球教室を開催いたしました。当日は、小学生22名、中学生9名の参加があり、参加した児童生徒は普段とは異なる練習と技術指導に汗を流しながら野球教室を楽しんでいました。11月30日、レ・コード館シアターで開催された日本ハムファイターズファンフェスティバルでは、29名の参加者がございました。応援大使である清宮幸太郎選手、谷口雄也選手と会場を遠隔通信によってつなげオンライン交流を行いました。交流の中では両選手への質問と激励が行われるなど、遠隔ではございましたがプロ野球選手との触れ合いは貴重な体験になったことと思います。オンライン交流の後はファイターズグッズの抽選会も行われました。コロナ禍で行われた日本ハムファイターズ応援大使事業でしたが、参加者の協



力のもと、無事終えることができました。

次に、「第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散に係る取り組み経過及び指定管理者の公募の結果について」ご報告いたします。「第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散について」は、9月14日、第3回定例会初日において行政報告し、翌15日には新聞報道されたことから、関係各方面に一定の驚きと不安を与えることになりました。これを受け、株式会社新冠ヒルズは債権者への説明を速やかに行い、信用不安の解消に努めた旨報告がありましたほか、町としても11月12日発行の広報にいかっぷ及び11月15日から行われた町政懇談会において、温泉施設と宿泊施設の運営は今後においても変わらず継続する旨周知いたしました。このような中、10月7日、町は株式会社新冠ヒルズから「新冠温泉レ・コードの湯の管理に関する仕様19の規定及び協定第38条に基づく指定管理の取り消しに関する協議について」通知を受けました。当該通知は、事業継続が困難となったとき町と指定管理者は、事業継続の可否について協議することを定めているほか、相手方に対して指定取り消しの協議を求められることができるとしています。株式会社新冠ヒルズの申し出は、筆頭株主である新冠町が示した方向性を受け、社内決定機関の協議によるものであり、会社の確固たる決断と判断できたため、町としても会社の意思を尊重させていただき、これら一連のことを10月8日開催の議会全員協議会において説明申し上げたところであります。また、10月29日、株式会社新冠ヒルズ臨時株主総会が開催された際には株主として出席し、会社による説明を受けてございますが、町がこれまで議会に対し説明してきた解散に係る考えと異なるところがないことを確認いたしました。これにより町は、株式会社新冠ヒルズに代わる新たな指定管理者を決定するため、10月8日から11月19日までの間、公募を行ったところ4社からの応募がありましたことから、早速「新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補の選定を諮問したところでございます。これを受け12月2日、3日の両日、新冠温泉レ・コードの湯等指定管理者選定委員会が開催され、選定審査を行った結果、富良野市に拠点を置く北海道ホテル&リゾート株式会社を選定した旨、12月6日付けで選定委員会委員長から答申をいただいたところでございます。今後は、さまざまな協議を進め議会の議決を経て指定管理者が決定いたしますが、多くの町民がサービスの向上を実感できる新たな施設運営を目指し準備を進めてまいり所存ですので、引き続きご理解あるご協力をお願いいたします。

次に、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業について」ご報告いたします。令和3年11月19日に閣議決定された、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業が実施されることになりましたので、事業内容と当町の対応方針についてご報告申し上げます。本事業は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響がさまざまな人に及ぶ中、我がまちの子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的に、子ども一人当たり5万

円の現金支給をしようとするものであります。はじめに、事業概要についてであります、基準日を令和3年9月30日とし、平成15年4月2日から基準日までに生まれた児童及び基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する父母等で、家計の中心者の所得が児童手当の所得限度額内の方が受給対象者となります。本町における事業規模は住民基本台帳データ、児童手当の支給実績、妊娠届出等から750名と算定し、給付見込み額3,750万円、事務費を含めた事業費総額を3,850万円と積算したところであります。なお、本事業は全額国費により賄われることとなっております。次に、現時点で想定している給付等のスケジュールについてであります、国の方針により児童手当を受給している中学生までの子どもを養育している父母等を対象に事業を進めることとなります。対象者には児童手当の支給情報を活用し通知を行い、通知後1週間以内に受給拒否の申し出がない世帯には年内に支給する予定としております。なお、住民への事業周知は12月10日付けの町政事務文書にて行なうとともに、受給対象者へは12月13日に直接文書を郵送しているところであり、その他の対象者には準備が整い次第、順次支給事務を取り進めてまいりたいと考えているところであります。最後になりますが、本給付金は12月下旬の初回支給が求められておりますことから、係る予算措置は11月29日付けで専決処分の上、事業に着手しておりますのでご理解賜りたいと存じます。

次に、「福祉灯油支給事業の実施について」ご報告いたします。福祉灯油支給事業につきましては、灯油価格の高騰により生活に大きな影響を受ける世帯に対する特別な対策として、採暖に必要な灯油購入経費の一部を支給する事業として実施しております。本事業実施の判断基準としては、灯油価格が100円を超える状況を一つの目安とし、値上がり幅も考慮して判断することとしており、本年度においても灯油価格を注視してまいりましたが、本年10月下旬の灯油価格は103円で、直近実施時である平成30年度の価格102円を超えており、さらなる値上がりが見込まれますことから、できるだけ早い時期での支援が必要と判断いたしまして、11月臨時会に補正予算を上程の上議決をいただきました。福祉灯油支給事業は1万円分の「あったか灯油券」を支給する事業で、支給対象者の基本要件は12月1日現在で町内居住の方で、生活保護世帯を除く本年度の町民税非課税世帯であります。基本要件を満たした方の中で、65歳以上の高齢者世帯・障害者手帳所持者がいる世帯及びひとり親世帯の方並びにその他65歳以上の方と18歳以下のみで構成される世帯を対象としております。受付期間は12月1日から開始しており、1月31日まで町保健福祉課窓口で申請を受け付けております。また、「あったか灯油券」の利用期限は町内灯油販売店において3月31日までとしております。

次に、「11月9日から10日にわたる豪雨被害の状況について」ご報告いたします。発達した低気圧の通過により大気の状態が不安定となり、日高地方は11月9日から10日にかけて季節外れの大雨に見舞われました。新ひだか町静内で11月としては昭和52年の統計開始以来、観測史上最大24時間雨量118ミリ、最大時間雨量34ミリを記録しました。新和、笹山についても上位に記録更新となりました。当町においても、9日から10日にわたり

24 時間雨量は新冠市街地で 124 ミリ、笹山で 96 ミリで、その他の町内の観測地点でも 100 ミリ以上を記録しております。被害の状況等としましては、雨量に比べまして比較的小規模でありましたが、町道法面の土砂崩れや道路側溝の土砂埋塞、河川等においても土砂埋塞及び越水などが発生し、緊急を要する箇所については既定予算内で対応に当りましたが、その他の被害箇所については復旧予算での早期対応が必要と判断したことから、第 4 回臨時会で予算を議決いただき、道路 11 カ所、河川 7 カ所、合わせまして 18 カ所について復旧に着手しているところでございます。以上が、11 月豪雨被害の状況についての内容でございます。今後、近年増加傾向にある冬期間や 3 月の融雪期の大雨など、従来と違った災害事象が発生していることから、迅速な初動が行えるよう日頃からの危機管理に対する意識の向上、準備体制など職員一丸となり防災行政に努めてまいりますので、ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

令和 3 年度一次産業の概況につきまして、本年 11 月 30 日現在の新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、お手元にお配りした資料をご覧くださいと存じます。なお、農協数値につきましては各市場からの報告に時間を要するなど、30 日現在での見込みということでご理解願います。

はじめに、農産部門です。水稻でございますが、本年度の日高地方はおおむね良い天候に恵まれ、7 月上旬から 8 月上旬にかけて高温で推移し、日照時間も多かったことから生育は順調に進み、日高地方全体の作況指数は 109 で、作柄は「良」となりました。当町におきましても作付け農家数及び作付面積の減少がありましたが、作柄の良さから農協取扱数量は前年を 72 トンほど上回る 641 トンとなり、全量が一等米の出荷でございます。ただし、販売金額につきましてはコロナ禍による外食需要の低下や全国的に増加している古米の在庫状況などを背景に、本年産米の概算金が大きく減額されたため、前年を 700 万円ほど下回る 1 億 2,406 万 5,574 円となりました。次に、そ菜でございますが販売金額の総額は 10 億 4,239 万 399 円と前年を 1 億 4,700 万円ほど下回りましたが、前年に引き続き 10 億円の大台を維持することができました。このうち、基幹作物でありますピーマンは、作付け農家数が 1 戸減少しましたが、生産規模を拡大した農家もあり、作付面積は前年を 1.21 ヘクタール上回る 24.81 ヘクタールとなりました。作柄におきましても順調な生育状況から反収が増加し、販売数量は前年を 226 トン上回る 2,380 トンで、過去最高の販売数量となり、販売金額は 9 億 8,217 万 9,313 円となりました。販売単価が前年単価に及ばず、販売実績は前年を 1 億 3,400 万円ほど下回りましたが、前年単価の 518 円は異常気象等により他産地が軒並み減収した時期と当町の出荷最盛期が重なったことで、平年単価を大幅に超える単価となったもので、決して本年産の単価が低かったものではありません。むしろ本年度は例年になく猛暑が続く中、農家の皆様が適期収穫に努められたことにより得られた単価であり、これまでの実績中 4 番目に高い単価となりました。改めまして農家の皆様の大変なご苦労と努力に敬意を表する次第でございます。なお、その他の販売金額が前年を 1,100 万円ほど下回りましたが、これは前年のミニトマトの作付面積が、本年はその

7割以上がピーマンへ作付け転換されたことによるものでございます。

次に、畜産部門でございます。2ページをご覧ください。はじめに、軽種馬でございますが本年度におきましても多くの町内生産馬が中央・地方競馬で好走いたしました。これから年末にかけて大きなレースが続きますが、本日までにG1レースを2勝、JPN1を2勝するなど重賞レースにおきまして大変優秀な成績を残されました。これら生産馬の活躍は馬産地として大変誇らしく、軽種馬振興に携わる関係者や町民への大きな励みと希望をいただきました。改めて生産や育成に関係された皆様へ感謝を申し上げたいと存じます。さて、北海道市場におきましては昨年引き続きコロナ禍での開催となりましたが、市場関係者のご努力により本年度は従来からのセリ方式に加え、オンラインビッドを併用したハイブリッド方式での開催となりました。上場された町内生産馬は延べ頭数で463頭、このうち349頭が売却されました。前年は、トレーニングセールが中止されたこともあり、本年度は上場頭数、売却頭数とも増加し、売却額は前年を4億7,520万円上回る、24億2,583万円となりました。酪農につきましては、前年から生産者数の増減はなく乳量は前年並みとなりましたが、コロナ禍の影響から牛乳や乳製品の需要の低下及びそれに伴う在庫の積み増しなどにより乳価が低下したため、乳代は9億6,142万3,000円となり、前年から2,341万6,000円の減額となりました。肉用牛につきましては、コロナ禍におけるインバウンドや外食需要の低下から前年は市場価格の下落が続いておりましたが、本年度は回復基調で推移してきました。主力であります黒毛和牛の素牛販売では、売却頭数が前年を42頭上回る907頭となり、売却額は6億9,400万9,000円で、前年から1億2,485万9,000円の増額となりました。また、肥育牛販売では前年より9頭少ない110頭の売却となりましたが、売却額は1億3,950万4,000円で、前年を945万1,000円上回る結果となりました。交雑種につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、水産部門でございます。資料をご説明する前に赤潮による漁業被害の状況等につきまして口頭でご報告をいたします。本年9月中旬以降に太平洋沿岸で発生しました赤潮による漁業被害は、根室から釧路、十勝、日高管内までの広範囲に広がっております。この赤潮からは複数のプランクトンが確認されていますが、漁業被害を誘引した主となるプランクトンは「カレニア・セリフォルミス」と推定されておりました。国内での観測は初めてでございます。現在は収束に向かい、冬期間に再び増殖する可能性は低いとの報道がありました。生態の不明な点が多く引き続き警戒体制が敷かれております。北海道が随時公表しております11月26日現在の被害額は、北海道全体で約80億円、日高管内では約8億1,000万円となっております。このうち日高町、新冠町、新ひだか町の漁業者が属する「ひだか漁協」の被害額は約1億2,000万円でございます。ただし、この被害額はサケとウニに関するものであることから、今後ツブヤタコ、ナマコなどへも被害が拡大しますと日高管内ではさらに90億円程度の被害が発生する可能性があるとの報告を管内漁協から受けております。節婦地域における被害額につきましては公表されておませんが、漁期を終えたサケ定置網漁では30数匹がへい死した状態で確認されたほか、タコに

については9月以降、ツブについては10月以降の漁獲量が前年から大きく減少するなど、赤潮の影響と思われる事象が続いております。なお、漁期前のナマコやホッキについては実態が把握できないため、今後予定されている北海道や関係機関による被害調査などの推移を見守りたいと存じます。この赤潮への対応でございますが、根室から日高管内までの太平洋に面する2市14町長により赤潮被害に対する緊急要望書を取りまとめ、10月7日には北海道知事及び自民党北海道支部連合会赤潮被害対策本部へ、10月12日には北海道知事とともに4管内の代表1市3町長が農林水産大臣ほか、関係大臣、国会議員等への要望を行ったほか、各政党が行った現地調査に赴き被害の窮状と対策への支援を訴えております。また、対策に向けた組織体制といたしましては、北海道全体として北海道副知事を議長とする「北海道太平洋沿岸漁業被害対策会議」を10月21日に、日高管内では日高振興局長を会長とし、日高町からえりも町までの沿岸6町、各漁協等を構成員とする「日高振興局漁業被害対策協議会」を11月1日に設立し、赤潮被害に関する情報の共有、被害対策等について協議を進めることとしております。今後は、赤潮発生の原因究明と影響の把握、監視に係る経費への支援など、赤潮そのものへの対策、ウニ等の死骸の除去や種苗の生産・確保へのサポートなど漁場の回復、資源の再生産に向けた対策、水揚げの減少による収入の減少や漁業共済制度の補償対象外への対応など、漁業者の収入面、経営を維持するための金融・経済的な支援を求める事項について、他市町と連携した中で国や北海道へ対応を求めながら地元漁業者の声を良く聞き、常に状況を把握した上で対応が後手にならないよう努めてまいりたいと存じます。

資料に戻りまして、本年4月から11月末までの漁獲状況についてご説明いたします。3ページをご覧ください。主要魚種ではカレイ、タコ、ホッキ、その他が前年の漁獲量を上回りましたが、秋サケの減少が著しく漁獲金額の合計は前年を6,600万円ほど下回る、1億6,875万3,290円でございます。このうち「秋サケ」は、当町で最も漁獲金額の高い魚種でございますが、近年は不漁が続いており本年6月に発表された道立総合研究機構さけます内水面水産試験場による「えりも以西」日高沿岸地域への来遊予測におきましても、前年比22%減の厳しい予測値が示されておりました。その中、操業開始直後は順調な漁獲が続き一時は期待感が高まりましたが、夏場から続く高い海水温は最盛期に入っても低下をせず、赤潮の影響が見え始めた10月以降は極端に水揚げが下がるなど、本年度は記録的な不漁となった前年の半分にも満たない69トンにまで減少し、過去最低の漁獲量となりました。品薄の状況から市場価格は高値での取引が続き、キログラム当たり単価は前年実績を上回る919円となりましたが、漁獲量の落ち込みをカバーすることはできず、漁獲金額は6,379万1,897円で、前年から9,971万9,000円ほどの減額となりました。主力のタコにつきましては、春先から夏場にかけての漁獲量が好調に推移し、漁獲量は前年を11トン上回る97トンとなり、キログラム当たり単価も高値で推移したことから、漁獲金額は6,675万3,895円となり、資料にお示しした平成26年以降では一番良い成績となりました。ただし、9月以降の漁獲量は前年を大きく下回っている状況から、赤潮による影響

が懸念されるところでございます。また、その他の魚種が前年を大きく上回る漁獲量となっておりますが、この要因となった魚種はサバとブリでございますが、資料に記載はありませんが、サバの漁獲量は136トンで、前年の7トンから129トンの増、漁獲金額は640万7,000円で前年の17万6,000円から623万1,000円の増、ブリの漁獲量は127トンで、前年の36トンから91トンの増、漁獲金額は663万円で前年の283万8,000円から379万2,000円の増でございました。以上が、本年11月30日現在の一次産業の概況でございます。

次に、「町有牧野におけるヨーネ病発生状況について」ご報告いたします。町有牧野のヨーネ病につきましては、本年第2回定例会の行政報告におきまして4月に感染牛1頭が確認された旨、ご報告させていただきましたが、引き続き7月に採取した糞便培養検査の結果、町有牛2頭がヨーネ病を発症している旨、北海道日高家畜保健衛生所より10月26日付けで通知がありました。決定通知と併せて殺処分命令、消毒指示がありましたので同日2頭について殺処分を行い、飼養していた第2牛舎について牛舎清掃及び石灰塗布を行っております。町有牧野におけるヨーネ病の発生につきましては、令和元年10月に1頭の患畜が確認されて以来、患畜牛として殺処分した町有牛は合わせて10頭となります。発生から約2年が経過いたしました。その間、清浄化に向けた対応として、民間機関を利用した自主検査を実施するとともに計画的な石灰塗布を行い、また、預託牛への感染対策として預託牛と町有牛を完全に分け、長靴の履き替え、専用の車による巡回を行う等、対策を講じております。ヨーネ病についてはいつ感染し、いつ発症するかわからない感染症であり、治療法もいまだ確立されていないため、今後も継続的に清浄化に向け自主検査と石灰塗布を行うとともに、家畜保健衛生所及び獣医師の専門的な指導を仰ぎながら、清浄化に向けた牧野運営を今後も努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、同意1件、承認案件1件、一般議案6件、令和3年度各会計補正予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際には具体的に説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政に関し、ご報告させていただきます。

はじめに、「新冠町小学校統合計画説明会の開催結果」についてご報告いたします。教育委員会では、令和6年4月1日に、朝日小学校と新冠小学校を新冠小学校に統合することを方針化した「新冠町小学校統合計画」を策定したところですが、町立学校及び認定こども園の保護者や地域の皆様に小学校の統合に向けた「具体的な方策」、「推進体制」、「スケジュール」などについて説明し、意見交換を行うことを目的に9月17日から10月12日までの期間に、延べ7日間レ・コード館、朝日小学校、太陽開拓婦人ホームの3会場において説明会を開催しましたので、概要を報告いたします。この説明会で保護者の皆様からは、いじめに合わないだろうか、学校になじめるだろうか、津波など災の害にどのように対応するのかなどのご心配、地域の皆様からは通学バス、跡地利用、施設の建設についてご意見やご要望がありました。一方で、統合に反対のご意見もございましたが参加いただいた皆様には、統合計画についておおむね理解をいただけたものと考えております。教育委員会では、11月10日に総合教育会議を開催し、説明会でのご意見等を踏まえた上で、令和6年4月1日の統合に向けて諸準備を進めることを町長と共有させていただき、11月22日に校長会議を開催し各学校との連携を確認するとともに、11月25日には町関係各課と組織する統合準備室を立ち上げ、統合準備を開始したところであります。各学校及び関係各課と連絡調整をしながら次年度には統合準備委員会を立ち上げ、統合に関する懸案事項や新たな課題等への協議を深め、円滑な統合を推進することとしておりまして、協議や検討状況について広報誌等で周知するなど、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧な説明に努めてまいりますとともに、議会にも折を見て報告させていただく所存でございます。

次に、「酒井政利レ・コード館名誉館長の退任について」申し上げます。本年、7月19日、レ・コード館名誉館長であります酒井政利氏の訃報が入り、すぐに酒井氏の事務所に連絡を取りました。状況を確認し、本年5月から体調を崩され検査入院をされていたところ、16日に病状が急変しご逝去されたとのことでした。葬儀は近親者のみで行い、お別れ会等も故人の遺志により行わないとのことであり、町から弔意を表したい旨の申し出をさせていただきましたが、ご遠慮させていただくというご回答でありました。酒井氏にはレ・コード館の開館から約2年後の平成11年1月に「レ・コード館名誉館長」としてご就任いただき、国内初のレコード博物館として誕生したものの、まだまだ音楽に造詣の浅いレ・コード館に対し、館運営の方向性や音楽に対する想いなど、多くのものを伝えていただきました。著名人である酒井氏の影響により多くの報道機関も来町され、全国に向けたレ・コード館のPRにも大きく寄与されました。就任後は、レ・コード館において「酒井塾」を定期的で開催し、音楽業界の著名人とともに来町にされ、音楽を取り混ぜながらレ・コード館の将来像についてのトークセッションを行うなど、レコード文化振興への道筋を我々に示していただきました。酒井氏は、音楽プロデューサーとして数々の名曲誕生に携わり、レコード大賞を始めとした名だたる賞を数多く受賞、音楽文化への貢献が認められ

文化庁長官表彰の受賞や文化功労者も顕彰されております。酒井氏へは、本年 11 月 3 日に举行されました令和 3 年度新冠町功労賞贈呈式において、長年レ・コード館名誉館長としてレ・コード館の名を全国的なものに引き上げるとともに、新冠町の文化水準の向上に貢献された功績を称え、生活文化功労賞を贈呈いたしました。酒井氏が故人となられたことによりレ・コード館名誉館長の職はご退任いただくこととし、代理人を通じてご遺族にもお伝えしたところでございます。レ・コード館ミュージアム内に展示しております、レコード大賞受賞のブロンズ像や受賞盾などの貴重な品々は引き続き当面の間、展示させていただくことで関係者の了解を得まして、現在は生活文化功労賞の受賞盾とともに展示させていただいているところでございます。なお、本年 12 月 30 日に開催される「第 63 回輝く！日本レコード大賞」において、酒井氏に対し特別功労賞の贈呈が決定されたことをあわせてここでご報告させていただきます。改めまして、酒井政利氏には長きにわたりレ・コード館名誉館長としてご尽力いただきましたことに感謝するとともに、心よりご冥福を申し上げます。

以上で、第 4 回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第 5 同意第 5 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、同意第 5 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第 5 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会佐藤剛さんは、令和 3 年 12 月 23 日をもって任期満了となりますけれども、引き続き同人を委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求める佐藤さんでございすが、町内字里平にお住まいで、酪農業に従事するかたわら、自治会役員を務められてこられたほか、当町の生活環境保全推進委員をはじめ、民生委員、地域公共交通活性化協議会委員などの公職を務められておりました、人望も厚く何事にも公平公正な判断ができる方であると判断いたしまして、固定資産評価審査委員会として適任と判断をし、再任の同意を求めるものでございます。

以上が、同意第 5 号の提案理由でございます。提案どおり、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

これより、同意第5号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第12号

○議長(荒木正光君) 日程第6、報告第12号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第7 承認第10号

○議長(荒木正光君) 日程第7、承認第10号 専決処分についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) 承認第10号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるところでございます。次ページをお開き願います。専決処分書になります。令和3年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第2項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年11月29日付をもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正予算は、令和3年度子育て世帯の臨時特別給付金に係るものです。この給付金は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子ども一人当たり10万円相当の給付を行うもので、そのうち5万円の現金は年内の支給を目指し、できるだけ速やかな開始に向けて取り組むよう国からの要請を受け、当町におきましては一日も早く支給できるよう関係事務に着手したところでありますが、議会を開くいとまがなかったことから、関係する補正予算を専決処分いたしましたものでございます。なお、財源は全額国庫補助金として措置されます。予算書の1ページをお開き願います。令和3年度新冠町一般会計補正予算、このたびは3回目の専決補正予算となります。歳入歳出の予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億5,457万1,000

円にしたものです。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款民生費、2項児童福祉司費、1目児童措置費、3,850万円の追加はすべて令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係るものです。1節報酬、41万8,000円は給付事務手続きを補助する会計年度任用職員1名の賃金相当分です。8節旅費、1万2,000円は同じく会計年度任用職員1名の通勤手当相当分です。10節需用費35万円、消耗品費30万円はコピー用紙等購入代、印刷製本費5万円は封筒購入代でございます。11節役務費19万6,000円、通信運搬費12万8,000円は、郵便料等でございます。手数料6万8,000円は口座振り込み手数料でございます。13節使用料賃借料2万4,000円は、複写機使用料です。18節負担金補助及び交付金3,750万円は、一人当たり5万円、752人分の子育て世帯への臨時特別給付金です。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3,850万円は歳出で説明いたしました予算に対する補助金でございます。

以上が、承認第10号 令和3年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、歳入・歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今回この給付金は全国的にいろいろな意見がございまして、昨日国会におきまして内閣総理大臣が一括現金10万円給付を認める発言がありました。当町の議会におきましては専決処分という形で半分の5万円を現金で給付する形になっておりますけれども、残りの5万円分についてはクーポン等の考えもあると思いますが、町としては残りの5万円の対応を今回総理の発言を受けてどのように考えているのか、その答弁求めます。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 議員ご指摘のように、この給付のあり方につきましては国からの方針が出たあとに、地方からさまざまな意見が出て二点三点してきているわけでありまして、この専決の分につきましては先行して5万円という考え方の中でご理解いただきたいと思いますが、昨日の首相の記者会見と言いましょいか、発表が一律10万円認めるということの方針は示されましたけれども、この後この支給に対してどういう手続きや条件が付されて地方に下りてくるのかということについては不透明な状況であります。10万円の一括支給という方法も含めて、通知を待ちながら判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の答弁で十分理解できました。残りの5万円の部分が現金になるか、クーポン券になるかはこれからの協議の結果にも及ぶと思うのですが、当町におきましてはクーポン券が配付された場合、そのクーポン券を利用するような環境にはないというような、そのような状況を考えておりますけれども、そういった部分は配慮した考えはあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 当然、子育て支援に資するという目的を尊重しつつ、支給された方々の利便性、使い勝手という部分についても十分配慮した中で支給方法を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第8 認定第1号ないし日程第14 認定第7号

○議長（荒木正光君） 日程第8、認定第1号 令和2年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第6号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第7号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

ただいま、議題となりました各会計決算認定は、9月14日招集の第3回定例会において、令和2年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配布のとおり議長に報告書が提出されております。

審査結果について、令和2年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

須崎栄子委員長。

○9番（須崎栄子君） 令和3年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は、お手元に配布した印刷物のとおりであり

ますので報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。審査結果・意見、本委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。令和2年度の経常収支比率は89.8%で、前年度と比較し0.5ポイント増加した。これは、収入での普通交付税は増加しているが、歳出で繰出金など経常的経費が、収入を上回り増加したことが要因となっている。自主財源の柱である町税全体の収納率は、前年度比0.9%上昇し93.7%となった。収納率の上昇は8年連続であり、継続した納税への取組みが効果を上げているものと思われる。今後、新型コロナウイルス感染症による地方経済への悪影響等が懸念されることから、経常的経費の削減に向けた事務事業の見直しや自主財源の創出など、経常収支比率の引き下げに向けた行政運営に期待する。

以上で、報告を終わります。

○議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、認定第1号 令和2年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### ◎日程第15 議案第39号

○議長(荒木正光君) 日程第15、議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お手元に配布の議案第39号説明資料により、提案理由を説明

させていただきますので、そちらをご覧ください。

このたびの改正は、職員の不妊治療のための休暇を新設しようとするものです。まず目的ですが、全国的に少子化の進行及び人口減少が深刻さを増しており、不妊治療を受けやすい職場環境の整備が社会全体に要請され、国においても不妊治療と仕事の両立を支援するため、人事院規則改正により不妊治療休暇が新設される予定でございます。このことから、土地においても国家公務員の給与との健康を踏まえ、職員の不妊治療のための休暇を新設するものです。次に、概要ですが1つ目に、休暇の事由については職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときです。2つ目に、休暇の付与日数は1年において5日の範囲内の期間です。ただし、体外受精等により頻繁な通院を要する場合は5日加算し、十日間の範囲内とします。3つ目に、休暇の単位ですけれども1日または1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合は当該残日数に1時間未満の発生がある時は、当該残日数のすべてを使用することができるものです。議案の1ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は令和4年1月1日から施行するものです。

以上が、議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。ご審議賜り、提案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第39号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第40号

○議長（荒木正光君） 日程第16、議案第40号 新冠町生活館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案第 40 号 新冠町生活館条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

新冠町生活館条例の一部を改正する条例を次のように改正しようとするものでございます。このたびの条例改正を行う理由についてでございますが、平成 31 年 4 月にアイヌ新法が制定されて以降、アイヌ文化の継承と共存を目的にアイヌ政策推進交付金が創設され、当町においてもアイヌ民族にとって由緒ある判官館地内に令和 4 年 4 月のオープンを目指し、民族の活動の拠点となります多機能型交流施設の建設を進めているところであり、同施設の設置及び運営等について必要な条例改正を行おうとするものでございます。それでは、条例改正の内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、2 ページをお開きください。新冠町生活館条例の一部を改正する条例新旧対照表第 2 条名称及び位置についてでございますが、国の指導のもと新冠町内で運営できる生活館数は 11 施設と定められていることから、大狩部生活館を廃止し、高江判官館地内に建設中の多機能型交流施設の名称をポロシリ生活館として新たに加え、位置につきましても字高江 489 番地の 4 に改めようとするものでございます。あわせて、旧条文を読み込みますと東町生活館の住所が新冠町と記載されておりますので、この文言も削除しほかとの整合性を図ろうとするものでございます。なお、施設の名称をポロシリ生活館とした理由についてでございますが、ポロシリの由来は大きな山という意味で古くからアイヌ民族にとって神々の住む山とされ、さまざまなアイヌ伝承が残されており、祈りの対象になっていること。また、新冠町が誇る日高山脈最高峰のポロシリ岳は町民のみならず、日高考えの人はもとより、多くの人が耳にしているアイヌ語であることから、一般の人にも受け入れやすく、多様な文化との共生、共存しながらアイヌ文化を発信していく施設にふさわしい名称であるとのことがポロシリ生活館と命名した理由でございます。次に、第 3 条事業についてでございますが、条文を現在の生活館の利用実態に合わせた文言に整理し、あわせて利用の目的の中にアイヌ文化の伝承やアイヌ団体の育成もあることから、これらを明文化するものでございます。次のページに移ります。第 4 条館長についてでございますが、この条文も館長の選任方法について現在の実態に合わせた文言に整理するものでございます。1 ページへお戻りください。附則でございます。この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上が、議案第 40 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 40 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

芳住議員。

○10 番（芳住革二君） 条例の改革の中で生活館に館長を置く。このことはいいのですが、館長は生活館で行う事業を企画実行するというふうになっているのですが、本来ならこれを利用する、失礼な言い方かもしれないがアイヌ民族の方々の方がやはり企画立案し

て、それを館長が実行するのがという部分であれば分かるのですが、これ全部が館長が事業を企画実行するというふうになっているのです。この辺どうですか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） この条例はポロシリ生活館だけの条例ではないのです。生活館全体のことなのです。先ほど説明でも申し上げましたように、11生活館があります。その運営方法の基本的な考えとしてこういった条文が示されているということでございます。もちろん館長だけではなくて、アイヌ協会とも話を進めましていろんなことをこれから企画計画していきたいと、このように思っております。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○10番（芳住革二君） ポロシリの部分についてはわかったのですが11ある中、今各自治会というかそれが管理しています。そこら辺の部分もその事業を今までまったくなかったような気がするのです。そういう自治会との打ち合わせとか、管理している打ち合わせの事業の実効性というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 条例の文言上はこういう言い方していますが、各自治会でいろんな行事やってらっしゃると思います。これは今までどおり変わらないという認識でいいかというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今回申請することにより、大狩部生活館が排除される形になりますけども、その後この施設に関しましては取り扱い、または使用法などはどのようになっているのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 一応生活館としては管理しないことになるのですが、次の議案第41号の方で今度建設水道課の方から提案があると思うのですが、そちらの方でご説明があるかというふうに思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 2点お伺いいたします。1点目、名称についてでございますが、今までは多機能型交流施設という名前で話が進んでおりましたが、今回ポロシリ生活館という名前になりますが、これは愛称という形ではなく、正式な名称という形で認識していいのかという点と、今回新たに町として維持している、管理する施設がふえるということになります。経費等発生していく中、今後その施設運営を含めて全体的な数の中で整理していくというような考え方あるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） まず1点目、名称でございますが今まで多機能型交流施



設という言い方で説明させていただきました。議会の方からも交流施設のお話をさせていただいた時に、何か愛称的なものを考えたらいいのではないかなというふうなお話もいただきました。そういったお話をいただいてアイヌ協会と再三協議しまして、名称ポロシリ生活館、しかもこれは愛称でもあるというような認識でいいのではないかなというふうにご考えてございます。正式名称もこのたび条例でポロシリ生活館としますし、イコール愛称という形でも差し支えないというふうにご考えております。もう1点、経費の関係ですが、11という数は変わりませんが、今まで管理していた生活館より大きくなりますし、光熱水費等々にかかることになると思います。この生活館の管理費というのは国から補助も受けているのですが、町費の持ち出しもあります。この辺トータルで11館トータルで考えまして、新年度の予算にまたどのぐらい経費がかかるかという、その辺の相談を議会の方とさせていただきたい、このように考えております。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 後段議員からご質問ございました全体の集会施設の考え方という部分に私から触れたいと思います。先だて財政推計もお示しを申し上げながらこれから行政として行財政改革に取り組んでいかなければいけないなど。その一つのテーマに集会施設あるいは公共施設のあり方をどうするかという検討、議論があるというふうにご考えております。町内に点在しております集会施設をいま一度見直した中で、全体の議論の中で今回のこの大狩部生活館の廃止後の取り扱い等も含めてしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第41号

○議長（荒木正光君） 日程第17、議案第41号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第41号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、議案第40号で提案議決いただきました新冠町生活館条例の一部改正に関する条例により、大狩部生活館が廃止されたことから、当該施設を新たに集会施設として位置づけようとするものです。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、2ページをお開き下さい。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表、名称及び位置を次のとおり加えるものであります。下段あります名称、大狩部生活改善センター、位置、新冠町字大狩部36番地の2と新たに加えるものであります。1ページにお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上が、議案第41号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第41号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 先ほど大狩部生活館の廃止に伴い担当課長に質問しましたけども、今回その生活館が生活改善センターという形で登記される形になりますけども、この生活館に関して生活館から生活センターにかわりましたけども、利用に関してはどのような形で対応するのでしょうか。従来どおりの形の利用と考えていいのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） このたびの集会施設として位置づけすることになりますけども、ほかの地域と同じく自治会中心に活用するような形になっていくものと考えております。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 大狩部には高台の方にも新しい生活館がありますけども、この部分に関しましては地域住民から残して欲しいという声があったとして残す形になったと思うのですが、先ほど副町長の答弁の中で老築の部分、財政の部分も考えいろいろ精査

していかなければならないというような答弁がありました。私自身この自治会活動はまちづくりの根幹と考えておりますし、自治会活動の場でもある生活館、生活センターは必要かと思うのですが、今後廃止するような状況が出た場合、地域住民から廃止はやめて欲しいというような声があった場合はどのような対応を取られるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） まず、廃止する大狩部生活館を生活改善センターで残す背景の中には、大狩部自治会の方から一部高齢者の集会で使っている分をできれば継続させていただきたいという要請を受けた中での対応でございます。町内に点在しております集会施設、人口減あるいは地域コミュニティの規模の部分、こういったことも勘案しながら町の事務事業の見直しの中でこのものを検討していくということでもありますから、まずもって集会施設を廃止するということがありきではなくて、町の状態を町がなぜこれをこういう考え方の中で進めなければいけないのかということのご説明から始まった中でいろんな事務事業をこういう形で見直させていただきたいということをお願いするような流れになると考えられますので、まだ全くその道筋というのは検討始めたばかりですので具体化しておりませんが、集会施設だけを見直すよりは全体の事務事業を見直していく中で、この部分のテーマについても考えていきたいということでもあります。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 自治会活動の上ではそういった場が必要なのですが、例えば夕日ヶ丘など新しい温泉地の新興住宅街では生活館、生活センター等のものはございませんけれども、それなりにきちっとした自治会活動が行われていると思います。その中で、やはり生活館、生活センターの集会施設がなくてもきちっと自治会活動はできるという、成功事例としてその部分をきちっと精査した中でこれから統廃合する場合を含めてその部分の経験を生かした中で地域住民への説明も必要とは思っています。あくまでもずっと残すのは理想的ですが、やっぱり財政面を考えればやはり致し方ないという部分もあると思いますので、また自治会活動に関しましては町から補助金でしておりますけれども、生活館を利用できない部分、違った形での新たな方策を導き出しての自治会活動を援助するような形が取ればいいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 繰り返しになりますけれども、行革あるいは事務事業の見直しの方向性、これを具体化して今お示ししているわけではございません。したがって、大狩部生活館の部分が今こういうことで議案として出ましたから、これを点で見て今の議論に当てはめることではなくて、これからまちづくりを進めていく全体の中でこの集会施設の議論というものについては考えていきたいということでもあります。したがって、まちづくり全体のことにかかわりますので今議員ご指摘の内容も含めて改革方針が出たのちの地域の皆さん方との協議、相談の中には今おっしゃったことも含めた協議、議論になるかと思っております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第42号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第42号 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第42号 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。今回の条例改正は、現在本町国民健康保険における出産の給付といたしまして、条例においては出産育児一時金の40万4,000円と、規則においては産科医療補償制度の掛金相当額である1万6,000円を加算した合計42万円を支給しているところでございます。今回、国の社会保障審議会医療保険部会において産科医療保障制度の見直しが行われ、令和4年1月1日より掛金及び掛金相当額を加算が1万2,000円に引き下げられることとなりました。しかしながら、少子化対策としての重要性にかんがみ、出産育児一時金本体の部分につきましては、健康保険法施行例に定める出産育児一時金の額40万4,000円を40万8,000円に引き上げ、総額の42万円を維持することとなり、同法施行令の一部が改正されました。これにともない、本町においても新冠町国民健康保険条例第8条第1項中に出産育児一時金の40万4,000円を40万8,000円に引き上げ、総額42万円を維持するものでございます。改正内容を新旧対照表でご説明いたします。次のページをお開き願います。改正条例の新旧対照表でございます。第8条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改めるものでございます。前のページへお戻りください。附則いたしまして、第1条この条例は令和4年1月1日から施行する。第2条 施行日前に出産した保険者にかかる新冠町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額についてはなお従前の例による。

以上が、議案第42号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第42号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第43号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第43号 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 議案第43号 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。本条例は、令和3年第1回定例会におきまして、診療所の増床分20床の廃止を前提といたしまして、定員を70人から50人に改め、附則において1年間の猶予期間を設けるべく令和4年4月1日からの適用とさせていただいたところでございます。しかし、12月1日現在の入所者は56人で推移しておりまして、今後の入退所者の状況にもよるわけでありまして、適用日となる明年4月1日に50人の定員に達するのは非常に困難な見込みでございます。介護保険法におきましては入所者数が定員を超えた場合介護報酬が3割減算となり、大きな負担増となりますことから国、道と協議の上定員を再度70人に改正し、減算措置を回避させていただきたく提案をさせていただくものでございます。改正内容についてご説明を申し上げますので、次のページをお開きください。新旧対照表でございます。第2条名称及び位置におきまして、診療所に設置をしております20床につきまして、特養定員に戻しますために位置に「、5番地の14の内」いわゆる

診療所の住所を加えさせていただきます。次に、第3条定員におきまして、第1号中50人を70に改めます。前のページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第43号の提案理由でございますが、このたびの条例改正第1回定例会で議決をいただいた内容を再度改正させていただくような内容でありまして、本来あってはならない事務処理であります。事務筆頭責任者として深くこのことを反省し、陳謝を申し上げる次第でございます。国、道との協議の上減算措置による町費負担増を回避するための対応といたしまして、寛大なご理解をいただいた上でご審議を賜り、提案どおりご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第43号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） このことにつきましては10月だったと思いますけれども、今説明もいただいたところではありますけれども、全員協議会という場でさらに詳しく説明を聞いて原因の究明、あるいは再発防止についても聞いたところでもあります。そういった観点から私はこの条例の改正に賛成をする立場ではありますけれども、1点だけ聞いておきたいことがあります。どうも役場のミスではないのだろうと、ミスというにはちょっと違うだろうという視点でありますけれども、振興局に聞けば一番話しが早いのですけれども、3月定例会で可決されたわけですから、その後の4月1日から9月までの間、いわゆる6カ月でありますけれども、その6カ月の間に10人減らすことができています。そしてその後、10月から今12月ですけれども、来年の3月いっぱいまでということになるとちょうど6カ月あるわけでありまして、今副町長の説明では6人減らすことは非常に厳しいというような説明でありましたけれども、計算的には無理ではない数字だと思うのです。それで一つには、定員が50人になった時点で条例改正をしないということと、もう1点は50名になる見込みが立った時点で条例改正をしてもいいですよという話ですから、私は完全にこれはもう50名になる見込みが立ったと計算上、ですから条例改正の必要はない。そのままでよかったのではないだろうかというふうに思うのです。振興局に聞く話かもしれませんが、そのあたりのやりとりもあつたとすればどういうことになっているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 今ご指摘いただきましたように、現状56人で推移しておりますので、4月からこれまでの間に減ってきた部分のことをこれから先予測すると、入所者を減らしていくという目標が達成できるのではないかと想定もできるわけであります。全員協議会の際にも申し上げましたけれども、今年度に入って恵寿荘への入所者は受け入れておりません。この間、生活環境的やあるいは介護をどうしても必要な方の調整につき

ましては、私も入りながら町内のおうるの里の方に入っていただく調整をさせていただいたりということの中で今 56 名になっております。第 1 回定例会の際の議論の中でありましたように、町は 50 人に向かってこれを進めていくわけでありましてけれども、その間介護のニーズに対してはどうするのかということについてはお受けしますというお答えをしております。ですから、私どもが一番懸念するのは町の施策の中でベッド数を減らすことにおいて、介護が必要な入所が必要な方を受け入れられないという現象がこれから冬の期間、通常はそういうお年寄りがふえてくる時期でもありますので、そういったことを考えますと入所が必要な方については受け入れさせていただきながら人員調整をさせていただく。これをやらしていただくとすれば、4月の 50 人定員の実現は非常に厳しいものがあるという判断を現状の中でもしております。そういうことの中でご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） 今の説明は説明としてわかるのですけれども、50人になる見込みが立った時点でというのは要件にあるわけですから、何にも新冠町のやった条例改正はおかしなことではないと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 50人になった時点でといいますのは、要するに入所されている方で入院される方が例えばいっちゃって、3カ月入院期間が来ますと退所扱いになります。こういった部分の病院のお医者さんとの話の中で、3カ月以内の退院は無理ですよということの確認ができた段階で、これはいついつの段階で50人になるなという見込みがたつわけでありましてから、そういった意味での50人、全くの希望感触的なことで行く時の危険性としてはやはりならなかった時の減算というものを念頭に置いていかなければいけないということでありまして、見込みが立ったという判断は必ずそうなるであろうという見込みが立った時点ということで、ご理解賜りたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） ただいま議案第 43 号の議決をいただき、まことにありがとうございました。組織内の不十分な事務処理が原因で不適切な条例改正議案の提出に至ってしまいました。これはひとえに決裁権者である私の不徳のいたすところであり、深くおわびを申し上げるとともに、本件の議決をいただき議員各位の寛大なる理解に改めて感謝を申し上げる次第でございます。今後におきましては、二度とこのようなことがないよう再発防止に意を用いてまいる所存ですので、引き続きご理解あるご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） ただいま鳴海町長から議案第 43 号に係る発言がありました。私からも一言申し上げます。このたびの条例改正は、一度決定した案件を再び元に戻すという提案で許しき行為でございます。今後、議案提出については執行部において財政上の観点など、内容を十二分に検討、精査した上で判断をし、提案するよう注意喚起いたします。今後このような事態が二度と繰り返さぬよう、執行部内での協議の充実に努めるようお願いいたします。

#### ◎日程第 20 議案第 44 号

○議長（荒木正光君） 日程第 20、議案第 44 号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 議案第 44 号 財産の無償譲渡について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。このたび無償譲渡をしようとする財産は、新冠町軽種馬経営構造改革支援施設設置条例第 2 条に規定をした施設で、新冠町が平成 18 年度に公益社団法人日本軽種馬協会の補助事業の採択を受け、有限会社日高軽種馬共同育成公社の敷地内に整備をした施設でございます。1、無償譲渡をする財産でございますが、700 メートル丸馬場屋根、厩舎、牧柵、ショールーム、ウォーキングマシンでございます。それぞれ、その所在、構造、数量、建築年月は記載のとおりでございます。

2、無償譲渡の相手方は、新冠郡新冠町字節婦町 71 番地の 4、有限会社 日高軽種馬共同育成公社 代表取締役 鳴海修司。3、無償譲渡の理由でございますが、当該財産は軽種馬産業の振興と農業経営の安定向上を目的に新冠町が事業主体となり、有限会社日高軽種馬共同育成公社の敷地内に設置をしたもので、同社が所有をする他の育成施設との一体的な利用により、中期育成からセリ馴致、後期育成までの一貫した育成管理が可能なことから、同社との指定管理契約を結び、質の高い調教の実施に努めてまいりました。現行の



指定管理契約は、平成 29 年 2 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日までの契約期間でございます。本年度末に期間満了となります。さらに契約を更新する方法もございますが、令和 4 年 3 月 31 日をもちまして当該財産は償却資産としての耐用年数を超過します。加えて、施設整備費に対する相応の負担を同社から受けてもおります。当該財産につきましては、今後におきましても同社により有効利用が図られる見込みでございますので、指定管理契約の更新は行わずこれを同社へ無償譲渡し、引き続き強い馬づくりに資するものでございます。4、無償譲渡の条件でございますが、無償で譲渡をしようとする財産は競走馬育成施設として有効適切に活用することとし、転売または他の目的に供してはならないものとします。5、無償譲渡をする日でございますが、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

以上が、議案第 44 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 44 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 44 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 21 議案第 45 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 45 号 令和 3 年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き議案第 45 号の説明を続けます。

佐藤総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 2 2 議案第 4 6 号及び日程第 2 3 議案第 4 7 号

○議長（荒木正光君） 日程第 22、議案第 46 号 令和 3 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第 23、議案第 47 号 令和 3 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 2 4 議案第 4 8 号及び日程第 2 5 議案第 4 9 号

○議長（荒木正光君） 日程第 24、議案第 48 号 令和 3 年度新冠町国民健康保険療特別会計事業勘定補正予算、日程第 25、議案第 49 号 令和 3 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 2 6 議案第 5 0 号

○議長（荒木正光君） 日程第 26、議案第 50 号 令和 3 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 2 7 議案第 5 1 号

○議長（荒木正光君） 日程第 27、議案第 51 号 令和 3 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時50分 散会)